

平成29年第11回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年11月6日（月）午後2時 玉名市役所 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	4番	西畠めぐみ	5番	赤松 繁之
6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一	23番	中島 浩輔
24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜
28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一
32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘
36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

3番 清田 順次 18番 取本 一則 22番 小山久仁江

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第64号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第65号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第66号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第67号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第68号 農用地利用集積計画の決定について
第69号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

報 告

第32号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第33号 農地の形状変更届について
第34号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので始めます。本日は委員総数38名のうち、3番、清田委員と18番、取本委員、22番、小山委員から欠席の届けがあっており、35名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第11回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。すばらしい秋のさわやかな気候に恵まれておりますけれども、稲刈りが始まると雨が多く、稲刈りが終わったころになると、こういうふう非常に天気がよくなっております。しかし、今年はお米のほうはかなり安いようで、うるち米にしますと、ちょっといつもよりもやっぱり単価的には上がっておるような傾向でございます。しかし、われわれは立ち止まるわけにはいきませんので、前進のあるのみでございます。これからも一つ、ますます忙しくなると思いますが、お互いに頑張ってまいりたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思っております。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、23番の中島委員と24番の徳井委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入っていきたいと思っております。

まず、議第64号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 1ページをお願いいたします。

議第64号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年1月6日、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、東京都世田谷区、埼玉県北葛城郡松伏町と玉名市中の申請人で、大浜町

の田183㎡外1筆、計653㎡を耕作不能と経営拡張により売買するものです。

2番、中と滑石の申請人で、滑石の田1,921㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

3番、滑石の申請人で、滑石の田970㎡外2筆、計1,978㎡を義理の兄へ贈与するものです。

4番、滑石の申請人で、滑石の田731㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

5番、滑石の申請人で、滑石の田961㎡外4筆、計4,870㎡を小作地取得により売買するものです。

6番、熊本市南区と岱明町の申請人で、岱明町高道の畑499㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町部田見の畑329㎡外4筆、計2,255㎡を子へ贈与するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、天水町の申請人で、天水町尾田の畑511㎡外6筆、計9,569㎡を孫へ贈与するものです。

9番、天水町の申請人で、天水町小天の畑2,186㎡外2筆、計3,701㎡を妻へ贈与するものです。

10番、天水町の申請人で、天水町小天の畑221㎡外5筆、計2,330㎡を子へ贈与するものです。

以上10件、合計28,507㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より1番から10番まで説明が終わりました。ここで担当委員の説明をお願いいたします。

1番よりどうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

譲渡人は2人とも遠方で耕作不能、譲受人は経営拡張で水稻栽培をするとのことで、下限面積も満たしており、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。2番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということですが、これは下限面積が満たされていませんので、3番、4番と関連がありますので続けて説明いたします。

3番のこれは義理の兄への贈与でありますので、よろしく申し上げます。

4番は、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、これで2、3、4合わせて下限面積も満たしますので、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

今、井上委員の説明は2番、3番、4番までですね。

○7番（井上清晴君） 次に5番を説明します。

○議長（永田知博君） お願いします。

○7番（井上清晴君） 5番は譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、小作地の所得ということで許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。6番の件について説明いたします。

譲受人から電話がありまして、150坪ほどの所有権移転の申請をいたしましたということです。譲渡人は労力不足、そして譲受人は経営拡張ということで、問題ないものと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。7番の案件を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子で子への贈与です。何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。8番の案件を説明します。

譲受人は譲渡人の孫にあり、おやじさんが二十数年前に亡くなっておりまして、現在、譲渡人と譲受人は同居しています。何ら問題なく許可相当と思われます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、10番、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。9番、10番の案件について説明します。

9番は妻、10番は一緒に仕事をしている次男に贈与するものです。問題はなく許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、担当委員の説明が終わりました。皆さんより、御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第64号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、異議がないものと認め、議第64号については許可することに決定しました。

次に、議第65号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 4ページをお願いいたします。

議第65号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成29年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が玉名の田436㎡外1筆、計494㎡で、当初、共同住宅としての転用目的であったところ、熊本地震の影響による資金面の理由から事業の遂行が困難になり、今回、承継者が個人住宅としての事業に変更するというもので、次の議第67号、12番と関連がございます。

2番、申請物件が玉名の田966㎡で、当初、共同住宅としての転用目的であったところ、共同申請人の死亡により事業遂行が困難になり、今回、承継者が駐車場としての事業に変更するというもので、次の議第67号、14番と関連がございます。

以上2件、合計1,460㎡を御提案しております。

去る11月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局長より説明が終わりました。

1番、2番、続けてお願いいたします。どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。1番、2番について説明をします。

変更承認申請なんですけども、1番につきましては、平成28年4月5日に共同住宅建設ということで提案許可がなされております。その後、先ほど事務局より説明がありましたように、備考欄に書いてあるとおり、熊本地震によりその後資金面が立たないということで計画ができなくなったということで、継承者によって個人住宅に変更されたものです。内容としては木造2階建てで、給水は上水道、排水は合併浄化槽で処理し、汚水は地下浸透と、農地の被害防除としては北と南側が宅地で西側が当初の計画者の所有地、東側は農地でありますけども、農地から1m程度引いて法面をつくって整地をするということで、被害防除については十分に配慮されてるかということでした。

それから、2番についてですけども、この案件も平成25年6月に共同住宅建設ということで転用許可がなされたものなんですけども、備考欄にありますように、共同の申請者が亡くなったということで、資金面等が計画を進めていくことが難しくなりました。そのため転用目的を変更されて、継承者と書いてあるそのバス会社でバスの駐車場に変更するものということで、賃貸借による転用許可申請が議題67号、14番で出ております。内容的には、今、玉名営業所で荒尾支援学校等の送迎業務を行ってまうんですけども、駐車スペースが不足してるということで、大型、中型、マイクロバス、それから社員の車13台分の駐車場を計画されております。場所的には4面のうち2面が住宅に面しておりまして、2面が市道にということで、そのような土地で、給排水は駐車場のためなく、雨水は全面の道路に側溝に放流ということで、農地への被害はないものと考えます。現地調査の結果、問題はないというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番、2番について、ただいま説明が終わりました。何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。議第65号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原

案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第65号は承認することに決定しました。

次に、議第66号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 5ページをお願いいたします。

議第66号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町西照寺の畑406㎡外4筆、計666㎡で、転用目的は近隣店舗の来客用としての18台分の貸駐車場です。

2番、申請物件が同じく岱明町西照寺の畑466㎡で、転用目的は個人住宅です。

この1番と2番の申請地の位置関係につきましては、通路を挟んで近接しているところに所在しております。したがって、農地区分は1番、2番ともにおおむね10ha以上の1団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則無許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

以上2件、合計1,132㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る、11月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

1番、2番、担当委員の説明をお願いいたします。

○20番（斎藤潔公君） それでは、1番と2番、20番の斎藤説明します。

1番、貸駐車場ということで、第1種農地ですけれども、ここは段々畑があるところで、周りが住宅に取り囲まれているところです。その段々畑の中段にこの場所が位置します。そして、小さい畑がいくつもあるというようなところで、そこに駐車場を設けようということです。それで、別に問題点はないと考えます。雨水については地下浸透、それから、あふれたものについては、すぐ隣に道路の側溝が

ありますので、そこに流れるようになっております。

2番については、事務局から説明をお願いします。

○議長（永田知博君） これには、1番、2番について、後先になりましたけれども始末書が添付されておりますので、事務局よりお願いいたします。

○主事（笠原大志郎君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○20番（斎藤潔公君） 今のは1番のほうの始末書です。2番のほうの始末書もお願いします。

○主事（笠原大志郎君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○20番（斎藤潔公君） 今、説明にありましたように、もうだいぶ建てられてから時間が経っております。建てた方はおじいちゃんということで、本人たちが住んでいるところの東側に倉庫と家が建っております。そこも段々畑の非常に荒れ果てたところに建っております。1種農地ということですが、そこも道路を隔てて駐車場もすぐありまして、1種農地といえども周りが住宅に囲まれておりまして、1種農地ではないような気がしました。そういうところで、もうすでに住宅も建っておりますので、別に問題ではないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番、2番について詳しく説明をしていただきました。

何か皆さんより御意見、御質問がございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第66号、農地法第4条、農地の転用許可申請については原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第66号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第67号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 6ページをお願いいたします。

議第67号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田474㎡外1筆、計948㎡で、転用目的は来客用駐車場36台分を含む薬局の店舗としての申請です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

次の2番から7ページの4番までは申請地が隣接しており、3件が一体としての転用事業となっております。

まず2番です。申請物件が中尾の田182㎡外1筆、計240㎡で、転用目的は公衆用道路です。

3番、申請物件が中尾の田496㎡外1筆、計1,329㎡で、転用目的が共同住宅2棟分です。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が中尾の田219㎡外1筆、計685㎡で、転用目的が同じく共同住宅1棟分です。

この2番から4番までの農地区分は、いずれも都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番です。申請物件が山田の畑1,036㎡で、転用目的は飲食店の店舗としての申請です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が山田の田413㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は上下水管が埋設され、教育、医療機関がおおむね500m以内に二つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が築地の畑453㎡で、転用目的は自家用車の駐車場及び申請人が営む機械整備業に係る資材、機材置き場としての申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

8番、申請物件が滑石の田1,029㎡で、転用目的は申請人が経営する薬局の従業員、来客用駐車場18台分と、申請人の父が営む農業に係る機材、資材置き場としての申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が大浜町の田778㎡外1筆、計2,960㎡で、転用目的は6棟の建売住宅です。農地区分はおおむね10ha以上の1団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

10番、申請物件が伊倉北方の田366㎡で、転用目的は個人住宅です。農地

区分はおおむね10ha以上の1団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。同じく、第1種農地は原則不許可となるところですが、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

11番、申請物件が伊倉北方の畑385㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いいたします。

12番、申請物件が玉名の田436㎡外1筆、計494㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分はおおむね10ha以上の1団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

13番、申請物件が玉名の田330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断をしております。

14番、申請物件が玉名の田966㎡で、転用目的は大型バス1台、マイクロバス2台を含む13台分の駐車場です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が岱明町野口の田348㎡で、転用目的は個人住宅兼事務所です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

16番、申請物件が岱明町下前原の畑523㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上16件、合計12,505㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る11月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から16番まで、ただいま事務局の説明が終わりました。

1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。

まず、1番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

場所は玉名市松木で日本年金機構の北側約100mのところですが。転用目的は調剤薬局の店舗と駐車場36台分です。東側に医院があり、他の三方は道路に囲まれています。50cmほど道路より低くなっているため道路並みに造成して、南側に平屋の店舗、周りは駐車場にするとのことです。公共の上下水道、側溝とも整備されていて、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。2番、3番、4番が関連ですので一緒に説明いたします。

場所は玉名中学校の南隣で北側を市道が通り、南と西は農地、東はコンクリート擁壁ででき、総面積は2,225㎡、周りをL型擁壁で囲んで土盛りして土砂の流出を防ぐそうです。北側市道より位置指定道路240㎡を設置し、上下水道管を埋設して両側に側溝を設置し、アスファルト舗装するそうです。

それから、3番の譲受人の所有が1,329.89㎡で軽量鉄骨2階建て2棟12軒のアパート、駐車場は24台分だそうです。

それから、4番の譲受人の所有は685.96㎡で、これも軽量鉄骨2階建1棟8軒分だそうです。それと駐車場が16台分です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水桝を設置し市道側溝へ放流ということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、5番の案件です。この案件は20年間の貸借で飲食店店舗を建設するための申請で、場所は築山小学校の東200mぐらいで、スーパーロッキー玉名店の前です。都市計画道路と市道に囲まれたところで、都市計画道路より少し上がっているために、そのままの状態に木造平屋建ての飲食店店舗を建設、ほかには駐車スペースで、給排水は公共の上下水道を利用、雨水は雨水桝を設置して市道側溝へ放流。周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

それから6番の案件、個人住宅建設のための申請で、場所は築山小学校から北東へ500mぐらいの糠峯団地西側150mぐらいのところですが。北と東は宅地、西側は市道、南向き傾斜地で南側は水田で高低差が3mぐらいあるので、コンクリートブロックを積んで土砂の流出を防ぐそうです。それから、西の市道側にも乗入口以外はコンクリートブロックを積み上げるそうで、家は木造2階建て、給排水は公共の上下水道を利用、雨水は集水桝を設置して市道の側溝へ放流、南側の農地には影響はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

それから、7番の案件について、本件は自宅の駐車場及び機械整備用の資材置場が手狭で、利便性が悪く、これを改善するための申請だそうです。場所はナフコ玉名店北側200mぐらいのところで、申請者の自宅もすぐ北隣で休耕地です。周りは宅地で道路もないところで、自宅の今の駐車場と資材置場を通路にして入口をつくり、地ならしをして駐車場と資材置場とします。周りは土間で固め、土砂の流出を防ぎ砂利敷きにして南西の隅の排水路へ雨水は集めて放流という。周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。2番から7番まで説明をいただきました。ありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。8番の案件について説明します。

申請地は来役者用、従業員用の駐車場18台分です。それに農業用機材・資材置場が140㎡、家庭用菜園用土地が150㎡として利用されるものであります。なお、汚水の発生はありません。雨水の排水については自然浸透、あまり水はU字溝を設置して、隣接の排水路に接続して排水します。申請地には山砂で60cmの盛り土をします。盛り土の流出を防止するため周囲にブロックを3段積みます。申請地の南側は申請人の住居並びに店舗、西側は道路、東側は排水路、北側はレンコン田であります。隣接地の農地の同意も得ておりますし、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番の松本です。9番の案件について御説明いたします。

場所は大浜小学校の本当隣合わせみたいな土地でございまして、近辺は個人住宅がずっと建ち並んでいる状況でございまして、第1種農地ということでございますけれども、近辺の状況からしましても、住宅を建てるということ、何ら問題ないという判断でおりますけれども、これも皆さんの御審議を仰がなければいけないところでございまして、よろしく申し上げます。それと、6棟建てるということ、給排水につきましては、市の上水道がすぐ横を通っております、それから全部給水するというところ、雑排水につきましては、全棟合併槽を設置し、すぐ横に排水路がございまして、そこに流すということ、雨水につきましては、自然浸水と横に市道の道路側溝がございまして、そのほうに勾配を取って流すという計画になっております。あと、問題はそこの近くが通学路にもなってお

りまして、小学校がすぐ本当に横に近接する場所でございます。まず立ち合いのもと、業者につきましても絶対安全に施工していただくよう、一応、業者のほうにはお願いしておりますけれども、施工するとき市のほうとも立会の上指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。これ建売住宅ということでございますが、なかなか希望者も多いということで聞いておりますので、第1種農地ではございますけれども、個人住宅の並びということで、立会した感じでは許可相当じゃないかと思っておりますので、どうか御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、10番、11番、同一委員さんでございますので、続けてお願ひいたします。

○12番（志水武保君） 12番の志水です。

10番の案件からですね、これは数カ月前にも同じ場所で個人住宅ということで申請がなされておまして、ここはもともと10年ぐらい前に宅地造成ではありませんが、L型擁壁をして、もう形状変更がなされておりましたところで、隣接地への土砂の流出なんかは全く考えておりませんが、2、3カ月前にあったところはもう家が建っておりますけれど、その北側ということで、概況として場所は桃田運動園の西側にあたります。それで、あまり問題はないと思っておりますけれども、ボーリングによる給水で排水は合併浄化槽で既存の側溝へ流すということで、これあんまりもう問題はないと思っております。

続きまして、11番は、お父さんといいますか、じいちゃんの子とミカン畑を、今建っている本家の前のミカン畑に、息子さんが、じいちゃんに対すると孫さんの家を建てるとということで、ここは周りが全部自分の土地でございますので、被害防除なんかは関係ないと思っております。もう取水と給水は取水で、排水は合併浄化槽で、今の本家の同じ場所に配水は流すということで、許可相当と思っております。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、12番、13番、14番です。続けてお願ひいたします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。12番、13番、14番について説明します。

12番については、先ほど議第65号の1番の事業計画変更承認申請で説明したとおりでありますので、説明についてはしましたので省略させていただきます。

それから、13番につきましては、今現在、譲受人が中のほうに住んでいらっしゃるけれども、借家に住んでいらっしゃるけれども、その方が個人住宅を建設

するというものです。内容的には木造の平屋建てと駐車場2台分をということで、その転用です。申請地の形状としては、北側と東側が農地になってます。それから、西側が住宅、それから南側が道路というような場所で、北側と東側が農地になってるんですけども、北側は譲渡人の所有地、それから東側はすでに法面等がしてありまして、農地への被害はないというふうに思われます。給水は上水道、排水は公共下水道と、雨水については浸透枳を設置して自然浸透するという計画になっているところですよ。

それから、14番につきましても、先ほど議第65号の2番の事業計画変更承認申請で説明したとおりです。

以上、3件につきまして現地調査をしました結果、特に問題はないというふうに思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして15番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。15番の案件を説明します。

場所は本件のまた専大玉名高校の南東の分譲地の一画です。譲受人は現在、玉名市中尾のアパートに移住しておられて、本件の土地に専用住宅兼事務所を計画しておられます。建築面積は171.41㎡の平屋建てで、申請地もこの場で司法書士の仕事をされるそうです。給排水計画としては、市の上水道より給水、排水処理や生活雑排水、汚水、市の下水道に接続するそうです。また、雨水は側溝に放流するとのことでした。また、申請地と道路のほうとが少し道路のほうが低いので、ブロック塀を積み、土砂の流出がないように注意するとのことですから、何も心配はないと思い、許可相当と思いました。

16番の案件です。本件の場所は県立玉名高等学校の南東になります。借人貸人は親子関係になりますが、現在、玉名市の松木のアパートに住んでおられて、家族が4人となり、個人住宅の建築を計画されたものです。事業面積は539.9㎡の95㎡で、木造平屋の126.35㎡とのことでした。給水方法としては西側の道路に上水道が通っているのをそれを利用し、汚水、雑排水は西側の道路に下水道が通っておりますので、それを利用するそうです。雨水は道路側溝に放流するそうです。被害防除計画としては特に申請地が平坦なため、造成予定がないとのことでした。東側の隣接地が50から1mぐらいの段差がありますので、ブロック塀を積んでフェンスを設置するそうです。また、2mぐらい手前のほうに引いて建築するので、心配はなからうとのことでした。それと、北側の隣接地の方とは協議の上、境界にブロック塀を積むとのことですよ。また、申請地の周りには農地はありません

ので問題はなく、許可相当と考えました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から16番まで、担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第67号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第67号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第68号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 11ページをお願いいたします。

議第68号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の12ページから13ページの総括表、14ページから28ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が6件、30,715㎡、利用権設定が163件、622,060㎡、合計169件、652,775㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。ここで皆さまより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第68号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第68号については、原案どおり決定しました。

次に、議第69号、農地法第2条耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 29ページをお願いいたします。

議題69号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」に基づき、下記農地の農地・非農地を判断する。平成29年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、物件が岱明町古閑の畑1,384㎡で、現況が山林であるとの届出でございます。

2番、物件が月田の田969㎡で、同じく現況が山林であるとの届出となっております。

以上2件、合計2,353㎡の非農地証明願を受理しております。いずれも現況が山林であると認められ、農地法第2条第1項の農地に当たらないと判断するものです。1番につきましては、去る11月1日に地元委員同道の上、現地調査を、2番につきましては、昨年12月に農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より耕作放棄地の農地・非農地の判断についての説明がございました。皆さんよりこのことについて、御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第69号、農地法第2条耕作放棄地の農地・非農地の判断について、原案どおり非農地相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第69号については、非農地判断相当と意見決定することに決定しました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第32、33、34号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 30ページをお願いいたします。

報告第32号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成29年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は30ページから35ページまでの20件、合計75,983㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

報告第33号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回5件、合計4,225㎡の届出を受理しております。

最後に、38ページをお願いいたします。

報告第34号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成29年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、もみ殻・農業用機械を置くための農業用倉庫として122㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま32、33、34号について、事務局より御報告がございました。このことについて、何か皆さんより御質問、御意見などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、今日の議案については以上を持ちまして報告と議案審議を終わりたいと思います。

-----○-----

4. その他

○議長（永田知博君） この後、ちょっと引き続き事務局よりの連絡事項、また、これはもう議案審議の後のその他の部分でございますけれども、だいぶ以前、局長より提案がなされておりました下限面積の件でございますけれども、皆さんの周囲の反響とかそういうの、皆さんのほうから何か御意見などがございましたら、ひとつ御紹介をしていただきたいと思いますということでございます。また、下限面積を下げるか現状維持か、その辺の委員の皆さんの考えなどもちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども、皆さんより何か御意見はございませんでしょうか。これは議案ではございませんけれども、規約に「それはもうちょっと下げたほうがようはなにかい」とか、「ああ、もう今の現状でよかばん」とかそういうふうな話でいいと思う

んですけども、委員の皆さんの考えですと、どんなでしょうか。例えば、「ああもうそれは現状維持でよかたい」というほうに皆さん賛同されるか、「もうちょっと下げて三反なら三反ぐらい下げたほうがよはななかかい」というようなご意見とどっちが、皆さんどうですか。もう意見ですので、いろいろ皆さんが出していただけると非常にありがたいと思うんですけども。これどうしてもせないかんということでもないし、その辺皆さんも動きやすいとか、紹介しやすいとかいろいろ、便、不便は出てくるとは思うんです。例えば、家の前によその畑がちょこっとあって、それを買うとちょっと屋敷の前で野菜でも作れるなという、サラリーマンをしておられた方ならば買えるわけじゃなかですか、そういうちょこっとした畑でもですね。ところが今の下限面積5反以上ということであれば、もうほったらかされてる畑でも買うわけにもいかんし、なかなか手に入らんと。そういうのを考えたときは、もうちょっと下限面積を下げたらどうやということも言えますけれども、やっぱり農業で生計を立てるということであれば5反やそこらでは、また生計は立っていかんし、もっとという話もありますので、その辺をどうですか、皆さんのお考えなどはどんなですか。

○11番（浦谷幸司君） ちょっとよろしいですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番の浦谷ですけど、下限面積もからむことですけど、一応、3反で下限面積を評価するといった形になったとき、誰でも3反買うなら農地は買えるじゃなかかというごた形で思っておられる方も出てきはせんだろうかと、ちょっと心配するわけです。例えば、農業やります、5反買いましたということで、一応、許可を受けて、その後、もう農業は全然タッチせず人に作らせて、そして、一応、下限面積を持つとるけんということで、あちこちの畑の売りに出たつば手出して、もう土地ころがしというような形で買いよんなはる人もちょっとわるわけです。そういう形で、そして、今は一応農業をやるということでしたんなはったですけど、ちょっと名刺を見ると会社役員よか、もう経営者という形になってるけんですね。そういう形で誰でも買って誰でも3反ぐらいやったらすぐ買えるけん、なら買おうかねという形になってくると、せっかくの農地も土地ころがしや、また農地の転用辺りで農地が減っていくとじゃなかるかというような心配もちょっとあるわけですけども、その辺りを考えると、本当に3反まで下げていいのかなとかいうちょっと気持ちがあります。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

まさに、そういうのが目に見えて分かるような場合もいっぱいありますもんね、

実際言って。不動産屋さんが、実際、農地をがばっと買って、そういうのが今度も上がってますけども、もう名前を聞けばすぐ、ああ、これはもう不動産屋さんだしというのは、もうすぐ分かるようなやつがあるんですけども、その辺も考慮せないかんとおもいますけれども。

ほかに何か皆さんありませんか。

○8番（松本恒幸君） ちょっとよかですか。その今50aの指定ですよ、なんで再度50aと決めた根拠は何だったんですか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

農地法の50a、北海道は2haとその基準ですね。その50という数字をどのようなデータに基づいて、どのようになんで50になったのか、ちょっと正直私も詳しい50の出し方、そういう数字に至った経過は存じません。

以上です。

○議長（永田知博君） やっぱり、それは地域地域でこれは今までも決めてあるとではなかでしょうか。

○8番（松本恒幸君） これはいつ決まったのかな。決まった年号というか昭和からの。

○議長（永田知博君） いつの時代からあった。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

27年の法施行の段階では、おそらくこの3条2項5号の数字もあったかと思えます。かなり昔からということです。

○5番（赤松繁之君） 昭和27年の近くの、その頃の3反だったです。私が知ってる限り3反になる。だけん、その後たぶん。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

昭和27年の法のできたときは30a。どっちにしろ結構長い期間は経ってはおります。

○議長（永田知博君） 昭和27年新農地法がされて、その事業ば覚えとるですか。

○5番（赤松繁之君） いや、私が47年ぐらいですか、岡山から帰ってきて、農業しかかるときに農業するならば農業委員の補佐員をしてくれんかという話があったんです。だけど、それはもうそげんするほど今忙しかかならよかですよと、2年ぐらいですか、したときに、そのときの下限面積は3反、30aでした。それ以後にたぶん50aに改めたかと思えます。

○議長（永田知博君） それでは、今いろいろ話も出てますけども、率直に、皆さんの今のお考えで、それは下限面積は3反ぐらいにしたほうがようはなかかいというお考えの方おられましたらどぎゃんですか。ちょっと挙手をしてみていただけんですか。

(賛成者 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

ほかは、それではもう現状維持でいいということでしょうか。一応、これは参考までの話ですから、今日どうだこうだと決めるわけでもないし、まだこれからどんどん煮詰めていって、それはやっぱり5反がよかばい、4反がよかばい、3反がよかばいとなる場合もあるかもしれませんが、継続していろいろやっぱり審議していかなと、右から左へ即決は難しいですね。はい、どうぞ。

○35番(中村 亘君) 農業委員会としては土地ば荒らさんごつしていかなんけん、やっぱりサラリーマンの60歳とか退職されて、3反ぐらいならしてもよかたいと思うともいっぱいおる思うけん。下げても農地が転がしたり荒れたりはせんと思えますけどね。参入しやすくしたほうがよかじやなかですか。

○議長(永田知博君) 今、そういう3反でもいいんじゃないかという御意見も出ております。また、現状維持が妥当じゃないかということも出ておりますけども、皆さんの頭の中で継続して考えていっていただきたいと思います。今日どうこうじゃないんですから、また引き続き、そういう審議もしていきたいと思しますので、よろしく願いしておきます。

○事務局長(村上洋治君) 村上です。

この下限面積の緩和引き下げは、くれぐれも農業委員会で今の50aが妥当かどうか、年に最低1度審議するよということになっておりますので、御審議お願いしているところです。一応、今年度は現状のままということによろしいですか。

では、また平成29年度にもまたこういった1年に1度の審議の場をお願いしたいと思います。

○35番(中村 亘君) 今後では、5反にそのまま現状維持という人たちの意見ですたいね。私たちはもう下げてもいいということに。

○議長(永田知博君) さっき、浦谷委員のほうではそういうことで下限面積を下げることによれば、そういうことも考えられるというか、土地ころがしということじゃないかもしれんけどですね。買うたはおったけどほったらかしとったり、投資目的でとかいろいろあるかもしれませんが、今のとこ。

○35番(中村 亘君) 将来宅地とか何とかを考えられるとこの場所ならそういうこともあるばってん、私ども山はもう全然そういうところはですね。

○37番(堀田昌子君) 山はもう5反なんてことはあまりないんです。ミカン畑は昔からのところでもせいぜい4、5反、1町とか2町とか開墾された方はこんな広いけど、町内でしてみようかと思われる方もほとんど、2、3反ぐらいしかまとまったところないですもんね。後から入ってきた方が、あっちに行き、こっちに行きと

するはずがなくて、1反、2反、3反ぐらいまとまったらちょっとしてみようかというのがありますけれども。

それから、今からの流れとして、やっぱり健康志向だからみんなちょっと後から、定年したりなんかしたら畑を作ってみようかというのものもあるから、でも1反ぐらいならみんな長持ちするというか、もう2反も3反も4反も5反もあつたら、後から農業しようといった方はとてもとても後の配管のところはほったらかしになってる。自分の野菜とか、今農家レストランとか何とかあつて、定年退職後、そんなのをして自分のところの野菜を使ってレストランをするという方たちも、せいぜい1反ぐらいのところで野菜を作つて、それを使うというような、そういうのも結構今増えてきているから、時代の流れとして、やっぱりあんまり広いところは、後から新規で就農するというよりも、1、2反とか、3反というところとちょっと後からの新規参入の方は無理するんじゃないかなと思うんです。それを続けていけるという人も何人かいるかもしれないけど、私、新規参入の人たちのずっと見てるけれども、長続きしてる人はもう本当少ないです。若い人が夢を持ってきても、なかなか何年も続けてしてるという人はあんまり聞かないです。だから、ちょっと下げたほうがいいんじゃないかと、私たちはそんな思うんですけれども。

○議長（永田知博君） やっぱり、場所というか地域次第ですね。

○37番（堀田昌子君） そうですね。ミカン畑はとてもそんなないですけど。田ん中なんかもそんなする場合も、田ん中というか畑ですね、野菜を作る畑とかそういうのは新規参入がこれからされるのも、ちょっと農業してみたいとか、自分が作った野菜を食べてみたいという方も、そんなに広くはとてもとてもだめだと思います。

○議長（永田知博君） それと、ミカン畑ですたいね、樹園地で放棄地みたいなのは結構ありますか。

○37番（堀田昌子君） 結構じゃないです。

○35番（中村 亘君） 結構ぐらいじゃなかな。

○37番（堀田昌子君） もうぱっぱっぱとまわってる場所もですね。

○35番（中村 亘君） もうほとんど山になってしまひよる。

○議長（永田知博君） それとか、ほかの人に貸すとか、それももうあんまりなかですか。

○34番（尾池秀實君） 借りてがない。

○37番（堀田昌子君） 借りてがないもんだから。

○議長（永田知博君） 借りてがないとね。

○34番（尾池秀實君） 道路沿いならばあります。ちょっと中に入ったら・・・。

○35番（中村 亘君） ちょっとお伺いします。畑と田と分けるわけにはいかんので

すか。下限面積を自由に。

○33番（井本義和君） ケースバイケースでいうた形を。

○事務局長（村上洋治君） ケースバイケースというのはこの前申し上げました地区ごと、例えば天水だけ下げるといようなやり方もできますけども、田だけを適用して、畑だけ適用するとか、その地目ごとは。

○8番（松本恒幸君） 田は畑にはならん。結局、・・・。

○事務局長（村上洋治君） 畑だけにこの例えば下限面積の緩和を。

○8番（松本恒幸君） 水田は畑にはならんです。

○事務局長（村上洋治君） 畑だけにこの下限面積要件の緩和を適用するとか、それはちょっと無理のようです。

○議長（永田知博君） それでは、いろいろ皆さんに御意見いただきました。まだ引き続きこの話は継続してまいりたいと思います。何かいい方法も見つかるかもしれませんので、よろしく願いしておきます。

○次長（小山 博君） それでは、事務局から配付書類等をお知らせをします。お手元に配付書類ということでお配りしてありますが、1点目が農業委員活動記録簿です。

2点目に玉名市農業委員会忘年会についてとありますが、このA4版の紙ですけど、内容はお配りしておりますとおります。一応、来月12月5日の総会終了後であります。忘年会を行います。基本全員出席ということで御案内をお願いしておりますので、やむを得ず欠席の方のみで結構ですので、出欠の返事や、欠席の場合のみで11月20日までに事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。忘年会については以上です。

次に3番目、農業委員の皆さまへという書籍申込書をお配りしております。

4番目に、農業者年金制度と加入推進パンフレットの平成29年度版をお配りしております。

配付書類については以上です。

それと、あと1点お知らせがあります。前回の総会とき、10月5日の総会で連絡事項でお知らせしておりました平成30年明けて1月25日に認定農業者等との意見交換会の開催を1月25日木曜、午後4時開始ということでお知らせしておりましたが、意見交換会の内容、日程含めて、あと開催方法につきましても、認定農業者協議会事務局等ともう1回再度検討することになりましたので、この前1月25日の4時でお知らせしておりました件は、一旦、取り消しということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、事務局からお知らせでした。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、長時間にわたりまして御審議、またいろいろと意見交換もできました。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

以上をもちまして農業委員会総会を閉会したいと思います。

御苦労さんでした。

-----○-----

閉 会 午後3時18分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年11月6日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 中島 浩輔

農 業 委 員 徳井 勝美